# 東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター費用規程

#### (費用の種類)

第1条 東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター(以下「境界センター」という。)規則第35条及び 第36条に定める費用は、申立費用、事前調査費用、調査費用、調停期日費用、仲裁期日費用、成立費用、 鑑定費用及びその他の費用とする。

#### (申立費用)

- 第2条 申立人は、境界センターに対し申立時に、申立費用として金4万円を納付する。
- 2 申立費用は、申立受理後は返還しない。ただし、相手方が手続に応諾せず一度も期日に出席することなく手続が終了したときは、その半額を返還する。

#### (調査費用)

- 第3条 申立人は、境界センターに対し申立受理後、前条の申立費用に加え、事前調査費用として金3万円 を納付する。なお、調査に係る印紙等の公租公課は別途申立人の負担とし、第1回期日までに納付するものとする。
- 2 境界センターは、受領した事前調査費用は原則として返還しない。ただし、境界センターは事前調査が 簡易なときは、事前調査費用の全額又は一部を返還することができる。
- 3 境界センターは、内容の複雑な事件については、追加の調査費用を申立人又は相手方あるいはその双方 から徴収することができる。
- 4 前2項につき、境界センターは解決委員の意見を聞くことができる。

#### (期日費用)

- 第4条 申立人及び相手方は、境界センターに対し、各自手続期日の開始前に、調停期日費用として金1万 円、仲裁期日費用として金1万5千円を納付する。
- 2 申立人又は相手方のうち、一方が他方の期日費用を負担する旨を同意し、他方がこれに異議を述べない場合には、同意した当事者は、前項に準じて境界センターに対し、自らの費用に加えて他方の費用をも納付する。

#### (成立費用)

第5条 申立人及び相手方は、境界センターに対し、仲裁判断がなされた場合又は和解が成立した場合に、 仲裁判断書又は和解契約書に解決額として示される経済的利益の額を紛争の価額として、次に定める標準 額を基準として境界センターが定める成立費用を、境界センターに納付する。ただし、解決額の算定が不 能の場合は、解決額を300万円として、境界センターは成立費用を定めるものとする。

## 紛争の価額が

- 250 万円までは一律 30 万円
- 250 万 円を超えるときは超える部分の 8 %を加算
- 300万円を超えるときは超える部分の 3 %を加算

- 1,500 万円を超えるときは超える部分の 2 %を加算
- 3,000 万円を超えるときは超える部分の 1 %を加算
- 5,000 万円を超えるときは超える部分の 0.7%を加算
- 1 億 円を超えるときは超える部分の 0.5%を加算
- 10 億 円を超えるときは超える部分の 0.3%を加算
- 2 成立費用に関する当事者間の負担割合は、解決委員が定める。

#### (鑑定費用)

- 第6条 申立人及び相手方は、解決委員が紛争解決の過程で鑑定人に鑑定を委嘱したときは、解決委員が定める鑑定費用を予納する。予納する鑑定費用の当事者間の負担割合は、解決委員が定める。
- 2 解決委員は、手続終了時にこれらの費用の当事者負担額及び負担割合を変更することができる。

### (その他の費用)

- 第7条 手続の審理に要する速記、通訳、翻訳、証人日当、解決委員が出張したときの旅費、宿泊費、その他の諸費用については、費用発生時に解決委員が申立人又は相手方の負担額及び負担割合を定め、各当事者はそれに従って境界センターへ諸費用を支払う。
- 2 解決委員は、手続終了時にこれらの費用の当事者負担額及び負担割合を変更することができる。

#### (消費税に相当する額)

第8条 この規程に定める額は、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき、境界センターの役割に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

#### (費用の減免)

第9条 境界センターは、解決委員の意見を聞いて、事案の内容、背景、当事者の事情、手続の経緯その他の事情により、費用の一部又は全部を減免することができる。

#### (規則の改廃)

第10条 本規程の改廃は、本会理事会の決議による。

#### 附則

## (施行期日)

この規程は、境界センター規則の施行の日(平成15年4月11日)から施行する。

## 附則

#### (施行期日)

平成17年3月11日第12回定例理事会にて一部改正し、同日施行する。

## 附則

## (施行期日)

令和4年10月14日第8回定例理事会にて一部改正し、令和5年4月1日から施行する。 但し、施行期日時点で係属中の事件については従前の成立費用を適用する。